

公的資金返済に向けた 基本方針について

(決算発表時説明資料)

平成 18 年 5 月 23 日



リそなホールディングス

当社は、公的資金返済に向けた基本方針を下記のとおりとすることを踏まえ、第5回定時株主総会への付議議案(「自己株式取得枠設定に関するお知らせ」及び「定款一部変更に関するお知らせ」)を決定しましたのでお知らせ致します。

[別添の公表資料をあわせてご覧ください]

記

I. 公的資金返済に向けた基本方針

○ 当社グループは、平成18年度を「公的資金返済本格化への1年」と位置付け、公的資金の具体的返済に向けて取り組んで参りますが、返済に際し、下記3点を基本的な考え方とする方針です。

- (1) 返済原資を可能な限り早期に確保すること
- (2) 適切な自己資本比率を維持すること
- (3) 普通株式の希薄化を可能な限り回避すること

II. 公的資金の具体的返済について

○ 現在、残存する公的資金2兆9,252億円(注入額ベース)の具体的返済方針は以下の通りです。

1. 優先株式

[早期健全化法8,680億円及び預金保険法1兆6,635億円、合計2兆5,315億円]

- ・ 公的優先株式の主たる返済原資であるグループ合算利益剰余金は、平成19年3月末までに、早期健全化法優先株式の全額を上回る(公的優先株式の約4割)累積が見込まれます。
- ・ 公的優先株式については、この利益剰余金、及び今後市場で発行

する優先株式の資金(資本剰余金)を原資として、買入消却を行うことを基本方針と致します。

- ・ この方針に基づき、公的優先株式の買入消却を実施すること、(「自己株式取得枠設定に関するお知らせ」をご参照ください)優先株式の市場発行を可能とするための定款変更をおこなうこと、(「定款一部変更に関するお知らせ」をご参照ください)を第5回定時株主総会に付議致します。

2. 劣後ローン

[早期健全化法1,000億円]

- ・ 当該ローンにつきましては、コール期日の平成21年3月末までに全額返済することを基本方針と致します。

3. 普通株式

[預金保険法2,937億円]

- ・ 具体的な返済手法・時期等については、環境が整い次第、関係当局との協議を行うことと致します。

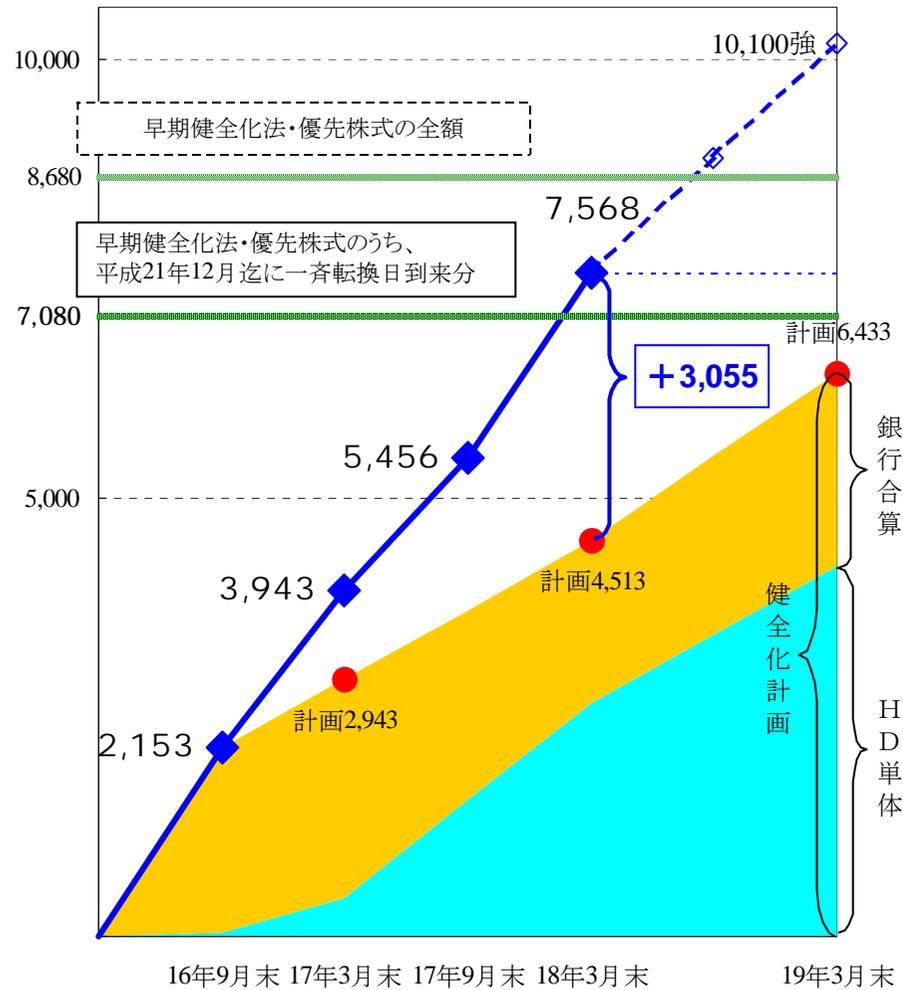
なお、本基本方針は、現時点の見通しに基づくものです。

今後、当社としては、剰余金の累積状況、市場環境の変化、また銀行を取り巻く規制等の変化に応じ、柔軟かつ機動的な資本政策を実施したいと考えており、可能な限り早期に公的資金の返済ができるよう、努力してまいり所存です。

以上

ご参考

公的資金返済原資の見通し



りそなグループの公的資金の状況

	発行	一斉転換 (初回コール)	金額		②-①
			15年9月末①	18年3月末②	
公的資金合計			31,280	29,252	▲2,027
優先株式			25,315	25,315	—
早期健全化法			8,680	8,680	—
乙種	H11/3月	H21/4月	4,080	4,080	—
丙種	H13/4月	H27/4月	600	600	—
戊種	H11/3月	H21/12月	3,000	3,000	—
己種	H11/3月	H26/12月	1,000	1,000	—
預金保険法			16,635	16,635	—
第1種	H15/7月	定め無し	5,500	5,500	—
第2種	H15/7月	定め無し	5,635	5,635	—
第3種	H15/7月	定め無し	5,500	5,500	—
劣後ローン			3,000	1,000	▲2,000
金融安定化法			2,000	—	▲2,000
旧大和	(H10/3月)	完済	1,000	—	▲1,000
旧あさひ	(H10/3月)	完済	1,000	—	▲1,000
早期健全化法	H11/3月	H21/3月	1,000	1,000	—
普通株式	H15/7月	定め無し	2,964	2,937	▲27

以上